

令和3年3月18日政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、3月21日をもって緊急事態宣言の解除を決定するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が以下のとおり変更されているところです。

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月18日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030318.pdf

令和3年3月5日付け事務連絡において、緊急事態宣言解除後の取扱いは、別途通知とさせていただいていたところ、下記資料のとおり、1都3県において、催物の開催制限等の経過措置を4月18日までとする旨の連絡がまいりましたのでお知らせいたします。

引き続き、催物の開催制限等の適切な運用にご協力をお願いするとともに、会員企業への周知にもご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

<資料>

令和3年3月19日付け事務連絡：緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210319.pdf

<参考資料>

令和3年3月5日付け事務連絡：緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210305.pdf

令和3年2月26日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf

令和3年2月4日付け事務連絡：緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

令和2年11月12日付け事務連絡：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf